

獣医療過誤訴訟で説明義務違反があったと認定される場合は

Q 獣医療の世界でも、飼い主へのインフォームド・コンセントの重要性がいわれていますが、どのような場合に、獣医師に説明義務違反があったとされるのでしょうか。



A 獣医師には、飼い主に診療について説明する契約があります。特に、外科的措置を伴う治療や費用のかかる場合に、その危険性、他の方法の有無と内容について事前に説明をしなければ、獣医療過誤訴訟においても認定されることが多いでしょう。

解説

1 説明義務違反があるとされた裁判例

(1) 犬の手術の必要性、危険性に関する事例（東京高判平19・9）
飼い犬が手術後死亡した事案で、被告獣医師が、飼い犬に対する治療のための卵巣子宮全摘出、②口腔内腫瘍治療のための下頸切開の3箇所の手術を同時に実行した行為は、①子宮蓄膿症性の判断については慎重さを欠き不適正、②下頸骨切開手術に切除のみを目的とした不適当なもの、③乳腺腫瘍切除は、おもてよかつたものであり手術の必要性はなかったとし、適切さおよび3箇所の手術を同時に実行する危険性などの過失に認定されました。

説明義務違反については、良性の乳腺腫瘍の治療としての説明、同意を欠いた点に説明義務違反があったとされ、結

療費相当額、慰謝料35万円（家族3人で105万円）、弁護士費用18万円の支払いが命じられました。

この判決の中で獣医師の説明義務については、「手術に当たって、獣医師は、原則として、飼い主の意思に反する医療行為を飼い犬に対し行なうのはならないのであって、獣医師は、飼い主が医療行為の内容、その危険性等を十分な理解をした上で意思決定ができるために必要な範囲の事柄を事前に説明することが必要であり、人間の生命が問題となる場合と飼い犬の生命が問題となる場合とでは、医師又は獣医師が負う説明義務については全く同一の基準が適用されるべきものではないにしても、一定の場合には、その説明の不履行が説明義務違反として飼い主に対し法的な責任を負担しなければならない場合がある」と言及されています。

(2) 犬の手術に伴う危険性に関する事例（名古屋高金沢支判平17・5・30判タ1217・294）
腫瘍の治療で飼い犬（ゴールデンレトリーバー種、13歳）が死亡した事案について、被告獣医師には、腫瘍の悪性、良性の別を診断するための生検を行うべき義務があったのにこれを行わなかった点で治療義務違反の過失があったと認定されました。

説明義務違反については、被告獣医師が、本件手術の実施に際し、腫瘍が悪性、良性のいずれのものであっても摘出するしかないこと、もともと後ろ足の悪かった犬の歩行に支障を来すおそれがあることを説明するにとどまり、手術に伴う危険性として、本件腫瘍が悪性であり、術後再発したときは断脚するしかないことについて説明しなかった点で説明義務違反があったとされました。

2 インフォームド・コンセント

(1) 獣医師の説明義務
獣医師には、飼い主に対し、ペットの診療について説明する契約上の義務があります（民645・656）。また、獣医師には、診療した動物の衛生管理および保健衛生の向上などについても指導する義務があります（獣医師20）。

このように、獣医師には報告や指導についても法律上の義務のような義務は、単に一方的に行えばよいというものではありません。懇切丁寧な説明を行い、飼い主に十分に理解を深めてもらうことが大切です。すなはちインフォームド・コンセントが重

要です。ペットの治療に当たり、飼い主に対し、ペットの病状、治療管理などについて十分説明し納得、同意してもらうように心

(2) 人間の医療との違い

人間の医療における自己決定権は、自身の受けける医療行為で、患者の人格権そのものと位置づけられ、この自己決定権は患者に必要な治療上の情報を提供する義務として説明を考えられます。

これに対して、獣医師の説明義務は、飼い主の人格権に

せん。

しかし、先の名古屋高裁で飼い主の自己決定権が認められ医師も人間の医療と同様に、自己決定権の判断をするに必要なりません。

(3) 説明義務違反による損害

説明義務違反による損害としては、その説明があったあらう治療について要した費用のほか、飼い主にとってかといふ自己決定権を侵害されたことなどによる精神的

★本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録（低価格）をさしかかるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながる環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本
(B5判縮小)

療費相当額、慰謝料35万円（家族3人で105万円）、弁護士費用18万円の支払いが命じられました。

この判決の中で獣医師の説明義務については、「手術に当たって、獣医師は、原則として、飼い主の意思に反する医療行為を飼い犬に対し行なうのはならないのであって、獣医師は、飼い主が医療行為の内容、その危険性等を十分な理解をした上で意思決定ができるために必要な範囲の事柄を事前に説明することが必要であり、人間の生命が問題となる場合と飼い犬の生命が問題となる場合とでは、医師又は獣医師が負う説明義務については全く同一の基準が適用されるべきものではないにしても、一定の場合には、その説明の不履行が説明義務違反として飼い主に対し法的な責任を負担しなければならない場合がある」と言及されています。

(2) 犬の手術に伴う危険性に関する事例（名古屋高金沢支判平17・5・30判タ1217・294）
腫瘍の治療で飼い犬（ゴールデンレトリーバー種、13歳）が死亡した事案について、被告獣医師には、腫瘍の悪性、良性の別を診断するための生検を行うべき義務があったのにこれを行わなかった点で治療義務違反の過失があったと認定されました。

説明義務違反については、被告獣医師が、本件手術の実施に際し、腫瘍が悪性、良性のいずれのものであっても摘出するしかないこと、もともと後ろ足の悪かった犬の歩行に支障を来すおそれがあることを説明するにとどまり、手術に伴う危険性として、本件腫瘍が悪性であり、術後再発したときは断脚するしかないことについて説明しなかった点で説明義務違反があったとされました。

この判決の中で獣医師の治療義務違反と説明義務違反がなければ原告は犬に本件手術ことはなかったとして、手術費、手術後の当該部に対する治療

慰謝料15万円（家族2人で30万円）、弁護士費用5万円の支払いが命じられました。

で獣医師の説明義務については、「飼い主は、当該ベットにいかなるかにつき自己決定権を有するというべきであり、これを獣医師がいかなる治療を選択するかにつき必要な情報を提供すべしとし、「説明の範囲は、飼い主がベットに当該治療方法を受けさせ熟慮し、決することを援助するに足りるものでなければならず、

疾患の診断（病名、病状）、実施予定の治療方法の内容、その治療方針の内容と利害得失、予後などを説明する」とあります。

このように、獣医師には報告や指導についても法律上の義務

があります（民645・656）。また、獣医師には、診療した動物の衛生管理および保健衛生の向上などについても指導する義務があります（獣医師20）。

このように、獣医師には報告や指導についても法律上の義務

があります（民645・656）。また、獣医師には、診療した動物の衛生管理および保健衛生の向上などについても指導する義務があります（獣医師20）。

このように、獣医師には報告や指導についても法律上の義務

があります（民645・656）。また、獣医師には、診療した動物の衛生管理および保健衛生の向上などについても指導する義務があります（獣医師20）。

このように、獣医師には報告や指導についても法律上の義務

があります（民645・656）。また、獣医師には、診療した動物の衛生管理および保健衛生の向上などについても指導する義務があります（獣医師20）。

このように、獣医師には報告や指導についても法律上の義務

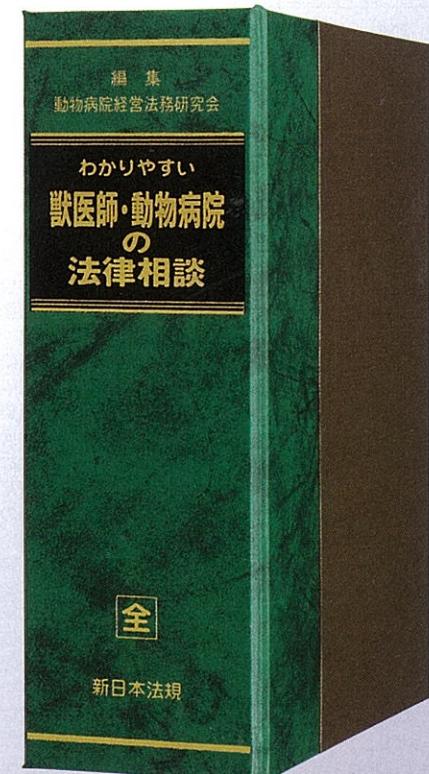
があります（民645・656）。また、獣医師には、診療した動物の衛生管理および保健衛生の向上などについても指導する義務があります（獣医師20）。

動物病院をめぐる法的規制やトラブルへの対応がわかる！

わかりやすい 獣医師・動物病院の法律相談

編集 動物病院経営法務研究会

代表 渋谷 寛（弁護士）



- ◆ 医療事故時の獣医師の責任をはじめ、経営・労務・税務など、動物病院を経営する上で想定されるあらゆる問題を取り上げています。
- ◆ 多忙な獣医師がすばやく要点をつかめるように、Q&A方式でわかりやすく解説しています。
- ◆ ペット関連訴訟などの経験を積んだ弁護士や経営問題に詳しい税理士が執筆し、また動物病院を経営する獣医師の編集協力も得ています。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信！

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁 1,214頁
定価9,350円（本体8,500円）送料730円

■ 加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

● バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。（特許第3400925号）



